

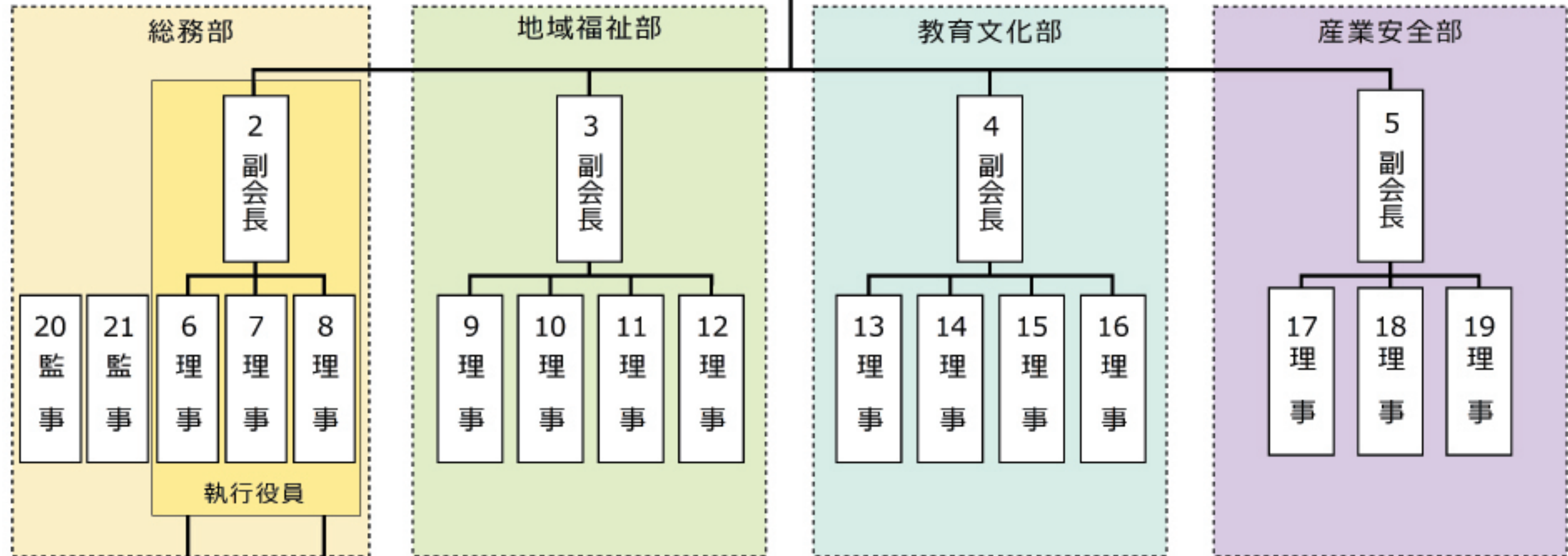
千厩地区まちづくり協議会 組織図

総会 まちづくりに関する諸団体及びこの会の目的に賛同する地域住民を会員とし、その中から総会を構成する委員を選出（規約第5条）

役員は総会で委員による互選で選出（規約第7条2項）

1 会長

役員会



執行役員の任務

- ① 指定管理業務の総括
- ② 施設管理、スポーツレクリエーション事業の総括
- ③ 家庭教育、青少年教育、成人教育、高齢者教育、図書視聴覚事業

事務局

非常勤	常勤職員		非常勤職員
事務局長兼 市民センター所長	事務局次長兼 市民センター副所長	主査	主任主事
			地域づくり支援員 又はいきがいきづくり支援員